

競馬関連機材等有効活用事業実施要領の改正について

改正後	現行	備考
(取得希望会員の募集) 第4条 協会は機材提供者から対象機材の発生に関する情報の提供があった場合は、その概要を様式第1号に基づき地域団体長へ通知し、対象機材ごとに取得を希望する会員（以下「取得希望会員」という。）を募集する。<u>なお、別会員として登録されている牧場であっても、同一施設内において本人あるいは親族等が営み、同一経営とみなされるものは1会員として扱うこととする。</u>	(取得希望会員の募集) 第4条 協会は機材提供者から対象機材の発生に関する情報の提供があった場合は、その概要を様式第1号に基づき地域団体長へ通知し、対象機材ごとに取得を希望する会員（以下「取得希望会員」という。）を募集する。	(変更)